

第4回 東京湾流域別下水道整備総合計画策定懇談会

目標負荷量の都県間配分（案） （概要版）

令和4年12月21日

関東地方整備局 企画部 広域計画課

目標負荷量の都県間配分（案）

(1) 流総指針での負荷量配分（削減）に関する記載事項



(2) 現行基本方針の都県間配分



(3) 本計画の都県間配分方法



(4) 目標負荷量の都県間配分結果（案）

(1)流総指針での負荷量配分(削減)に関する記載事項

- ◆ 流総指針における負荷量配分（削減）に関する主な記載事項と現行基本方針での対応は以下のとおり。
- ◆ 負荷量の配分基準年及び配分比率については、流総指針では**将来の発生源別の流出負荷量の比率**で目標負荷量の配分量を決定することを原則とするとしており、**現行基本方針でも同様の方法を採用**している。
- ◆ 変更計画においては**当初計画の比率を用いて配分することを原則**とするとされているが、東京湾流総が当初策定された昭和50年代と現在では状況が大きく異なるため、当初計画の配分比率を適用するのは難しく、**現行基本方針でも改めて算定し直して**いる。

表-1 流総指針における負荷量配分に関する記載事項と現行基本方針での対応

項目	記載内容	現行基本方針での対応
負荷量配分基準年	削減負荷量の発生源別への配分の基準とする年度は、将来人口の想定年度とする。	配分の基準年度は将来人口の想定年度
配分方法	水質基点での将来の発生源別の流出負荷量の比率で目標負荷量の配分量を決定し、これに基づき必要削減負荷量を求めることを原則とする。	下水道以外について、将来の発生源別の流出負荷量の比率で配分
変更計画に関する記載	変更計画においては、当初計画の比率を用いて配分することを原則とする。 ただし、社会情勢の変化、技術の進歩等により、別の手法による目標負荷量の配分が妥当である場合には、本項の手法にとられる必要はない。	当初計画の比率は用いず、別の手法で改めて設定

(2) 現行基本方針の都県間配分

◆ 現行基本方針の都県別流入許容負荷量の配分では、下水道整備による負荷削減量を先取りする方法として、以下のように配分を行っている。

- ① 東京湾全体の流入許容負荷量の設定における各都県の下水道処理場負荷量を各都県の流入許容負荷量として配分する。
- ② 東京湾全体の流入許容負荷量から系外流入負荷量および各都県の下水道処理場負荷量の合計を除いた負荷量について、単純将来における各都県の下水道処理場以外の負荷量の比率で配分する。

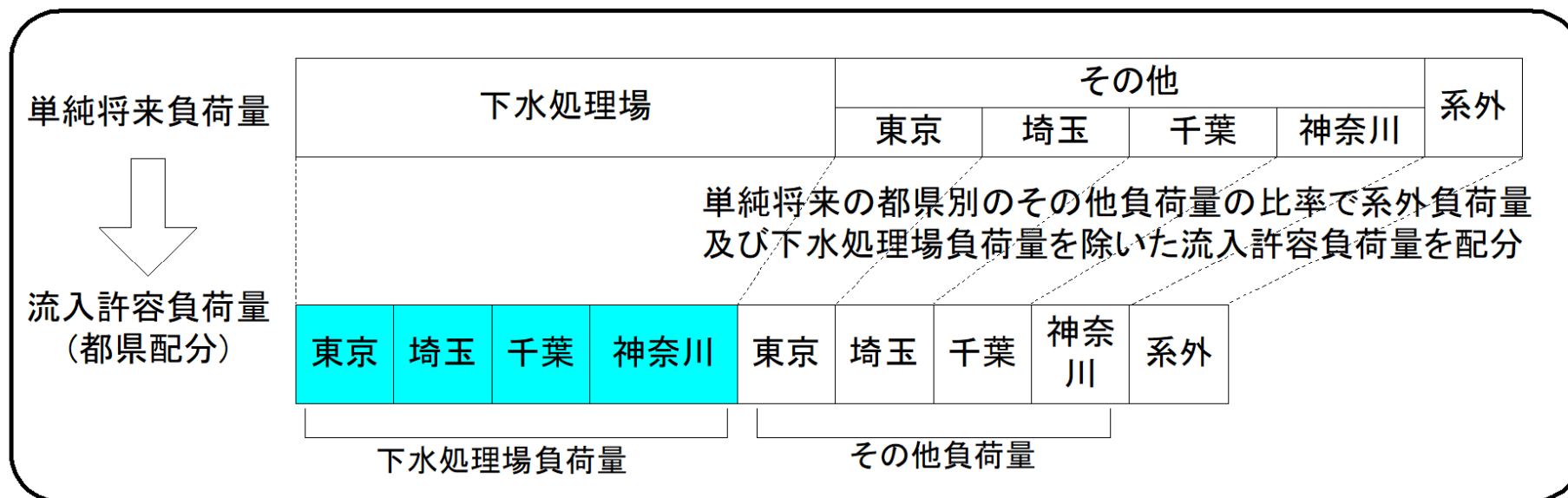


図-1 現行基本方針での都県別目標負荷量の配分方法

(3)本計画の都県間配分方法

- ◆ 現行基本方針の配分方法は、まず**下水道について先取り**し、残りの負荷量については将来人口の想定年度における流出負荷量の比率を用いて**各発生源で一律削減**するものである。
- ◆ これは、**流総指針H27にも記載**されている方法であり、伊勢湾や大阪湾をはじめとして、下水道による削減のみでは環境基準達成が困難な流総基本方針において**多く採用されている方法**であることから、**本計画でもこの方法により都県間配分を行うもの**とする。
- ◆ なお、流総指針H27では変更計画における配分方法として、当初計画の比率を用いて配分する方法も記述されているが、東京湾の当初計画はS55と古く当初計画当時とは大きく状況が異なること、変更計画においても当初計画の比率は用いられていないことから**当初計画の比率は採用しないもの**とする。

表-2 目標負荷量の配分方法の比較

	配分方法	備考
流総指針①	将来の発生源別の流出負荷量の比率で目標負荷量の配分量を決定	
流総指針② (変更計画)	変更計画では当初計画の比率を用いて配分。別の手法も可	
現行基本方針 (本計画採用案)	流総指針①の方法と同様 ・ 下水道先取り ・ その他は将来負荷量の比率で一律配分	流総指針に記載される配分方法 伊勢湾、大阪湾などでも採用

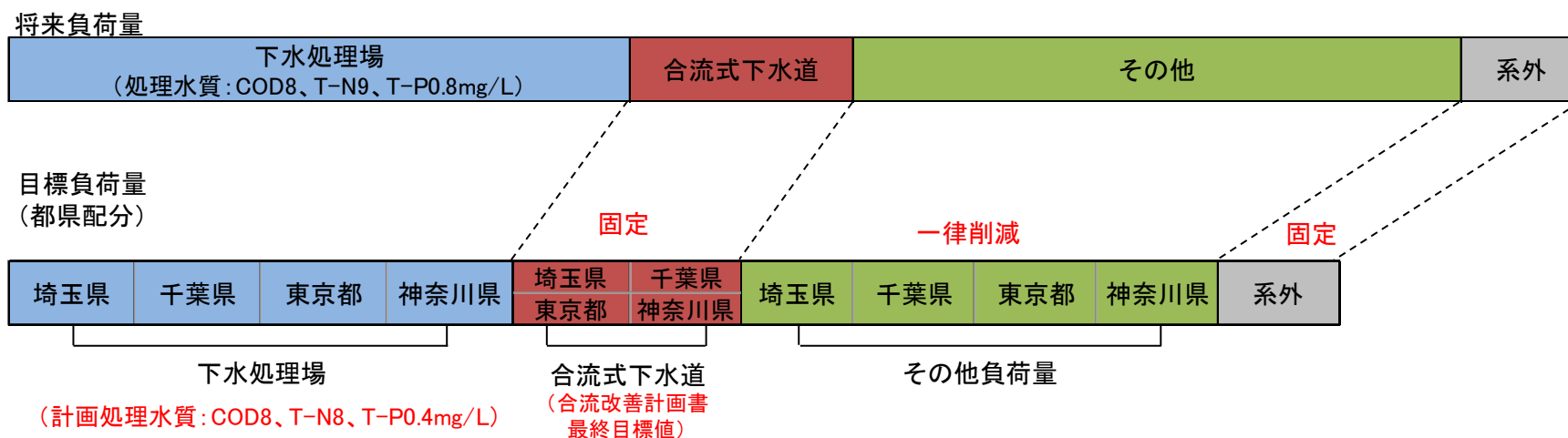


図-2 目標負荷量の配分イメージ (本計画採用案)

(4)目標負荷量の都県間配分結果(案)

- ◆ 前述の配分方法により目標負荷量の都県配分を行った結果、各都県ともに概ね現行基本方針と同程度となっている。
- ◆ 埼玉県、千葉県は現行基本方針をやや上回っており、下水道以外の負荷量増加が主な要因である。
- ◆ 東京都は現行基本方針をやや下回っており、下水処理水量が現行基本方針より減少したことが主な要因である。

表-3 目標負荷量の都県配分結果 (案) (t/日)

	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県	系外	計
COD	84	53	74	31	23	265
T-N	39	31	50	23	18	161
T-P	2.5	1.7	3.1	1.2	0.7	9.2

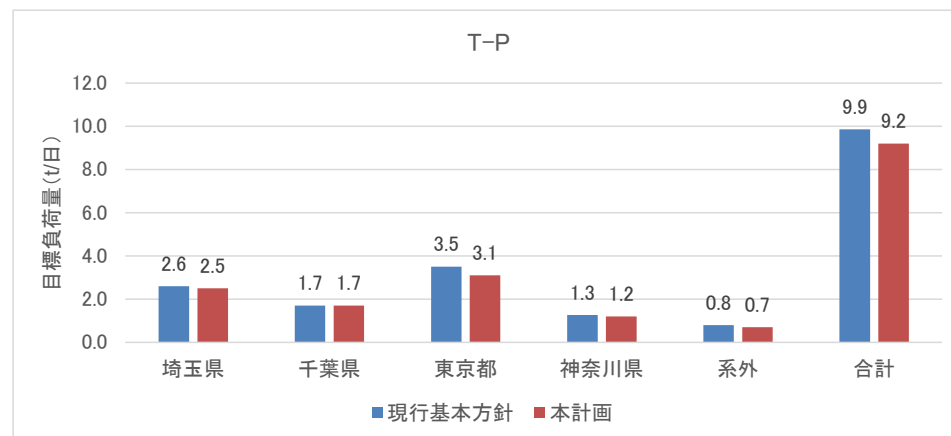
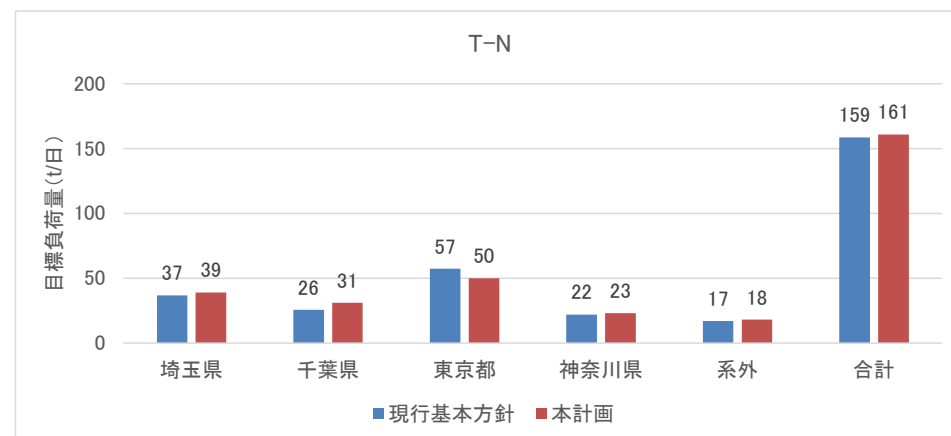
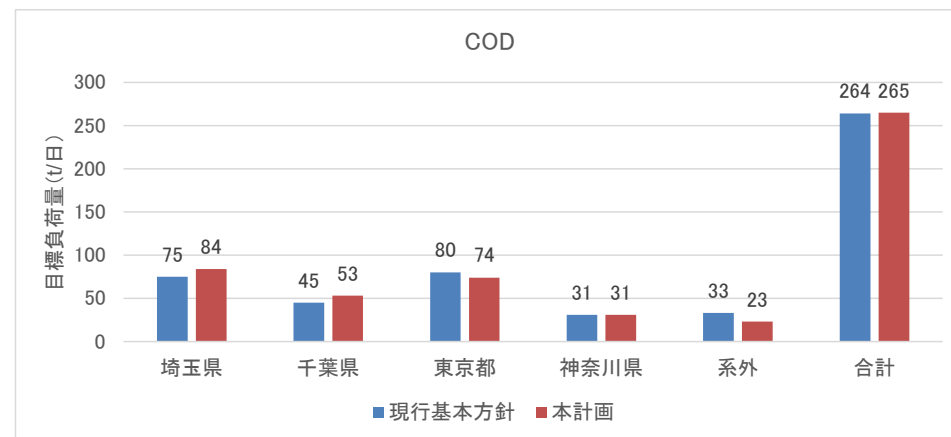


図-3 現行基本方針との比較